

乙 第57号証

令和6年5月20日

陳 述 書

東京高等裁判所第14民事部イ(二)C係 御中

警視庁 警察署

- 1 私は、現在警視庁 警察署で勤務していますが、平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間は、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易管理課(以下「安保管理課」といいます。)に出向して同課の職員として勤務し、都道府県警察からの事件相談等に対する対応を行っていました。この期間に、警視庁公安部外事第一課(以下「外事一課」といいます。)から安保管理課に対し、本件の国家賠償請求訴訟(以下「本件訴訟」といいます。)の相手方である大川原化工機株式会社(以下「一審原告会社」といいます。)に係る外国為替及び外国貿易法違反被疑事件に関し、一審原告会社製の噴霧乾燥器RL-5型(以下「RL-5型」といいます。)の該非の判断に係る捜査関係事項照会書を発出するに当たり相談をしたいとの要望があり、当時安保管理課の課長補佐であった 氏(以下「 補佐」といいます。)や上席安全保障貿易検査官であった 氏等とともに、その対応に当たりました。
- 2 本件訴訟において、 警部補が、経済産業省はRL-5型の輸出規制要件該当性に否定的な立場であったが、警視庁公安部長(以下「公安部長」といいます。)が動いたため平成30年2月8日に急に経済産業省が肯定的な立場に変わった旨を証言し、さらに、 警部補(以下「 警部補」といいます。)が、経済産業省は回答が出せないという話だったのが、公安部長が経済産業省に働き掛けて回答を出す方向に変わったということを私から聞いた旨を証言していると聞きましたので、この点についてお話しします。
- 3 まず、私は警察から出向している立場でしたので、仮に警視庁サイドで何か動きがあれば当然に警視庁の担当者や経済産業省の上司から私の耳に入りますし、ましてや、「公安部長が経済産業省に何らかの働きかけを行った」という事実があれば、警視庁と経済産業省の調整役である私に経済産業省の上司から話が降りてくるものと思われ

が、そのような話は一切ありませんでした。ですので当然のことながら、私が■■■■警部補に対して「公安部長が働き掛けて経産省の方針が変わった」などと伝えた事実は一切ありません。

- 4 また、「甲第166号証の12」と表記がある平成30年2月8日付けの「メモ」を見せていただき、そこに「公安部長が盛り上がっているというのは耳に入ってきている。部長から、ガサ後にクロにしてくれと来られても困る。」と記載がありますが、私は、当時、■■■■補佐との日常的な会話の中で、「この事件は公安部長まで報告している案件である」旨を説明していましたので、これを受け、「公安部長まで報告が上がっている」との認識を持っていた■■■■補佐が言及した内容が、同メモに記載されているものと思います。もちろん、私は、公安部長が経済産業省に働き掛けた事実は聞いていませんし、公安部長の働き掛けによって経済産業省側の見解が変わったという認識はありません。